

小美玉市議会 議長交際費支出基準及び公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この基準は、議長が議会を代表して交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は市議会の運営及び市政にとって有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(支出項目及び支出基準額等)

第3条 支出項目及び支出基準額は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額において支出するものとする。

(議長交際費の不支出)

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等に対するものはこれを支出しないものとする。

(公開)

第5条 この基準に基づく議長交際費の執行状況は、原則としてすべて公開する。ただし支出先のプライバシーに関する情報は除くものとする。

2 前項の公開は、小美玉市のホームページに掲載するとともに、小美玉市情報公開条例に基づき公開する。

(基準の見直し)

第6条 交際費の使途及び内容を点検し、適正な運用が図られるよう適宜当該基準の見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この基準は、平成29年12月1日から適用する。